

第 1 0 回

浜坂町・温泉町

合 併 協 議 会

平成 1 6 年 7 月 9 日 (金)

浜坂町・温泉町合併協議会

第10回浜坂町・温泉町合併協議会次第

日 時 平成16年7月9日(金)
13:30～
場 所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第20号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を
変更する協議書について

報告第21号 浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正につい
て

(2) 協議事項

協議第11号(継続) 新町の名称について

協議第43号 合併の期日の変更について

協議第44号 消防団の取扱いについて

協議第45号 社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について

5 その他

(1) 第11回協議会の開催について

① 日時 平成16年7月21日(水) 13:30～

② 場所 温泉町 夢ホール

③ 協議事項

- ・ 農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について(継続)
- ・ 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について(継続)
- ・ 新町建設計画(その7)について
- ・ 国民健康保険事業の取扱いについて
- ・ 介護保険事業の取扱い(その1)について
- ・ 総務関係事務事業の取扱い(その2)について
- ・ 住民関係事務事業の取扱い(その1)について
- ・ 環境関係事務事業の取扱い(その1)について
- ・ 保健医療関係事務事業の取扱い(その2)について
- ・ 福祉関係事務事業の取扱い(その3)について
- ・ 水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について

6 閉 会

会 議 資 料

資 料 索 引

報 告 第 2 0 号	浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について	P 1 ~ P 3
報 告 第 2 1 号	浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について	P 4 ~ P 5
協議第 1 1号(継続)	新町の名称について	P 6 ~ P 8
協 議 第 4 3 号	合併の期日の変更について	P 9 ~ P 1 0
協 議 第 4 4 号	消防団の取扱いについて	P 1 1 ~ P 1 9
協 議 第 4 5 号	社会教育関係事務事業の取扱い(その 1) について	P 2 0 ~ P 2 4

報告第20号

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する
協議書について

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書に
ついて報告する。

平成16年7月9日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書
について

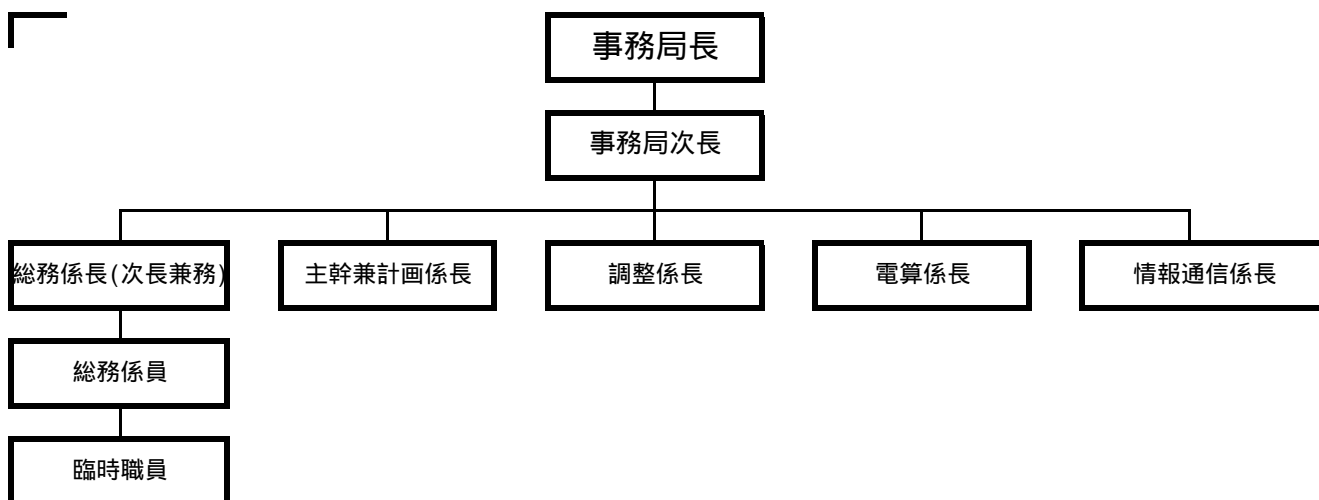
浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書
を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日承認

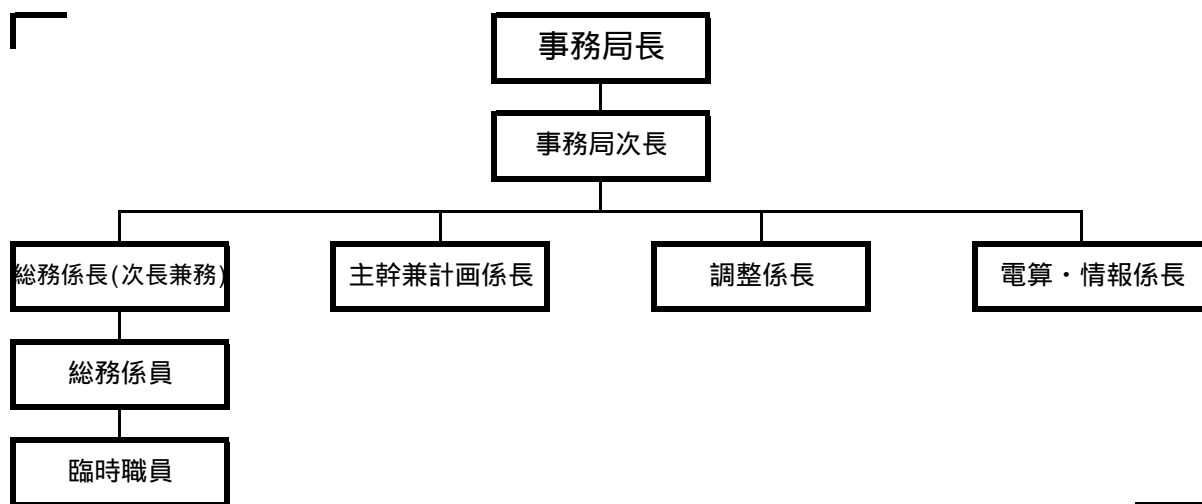
浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の
一部を変更する協議書

浜坂町、温泉町は、平成15年10月17日に締結した浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を、次のとおり変更する。

別表6 (第5条関係)



を



に変更し、

別表7 (第5条関係)

職 区 分	氏 名	現 職
事 務 局 長	阪 本 晴 良	温泉町総務課参事
次長兼総務係長	西 村 大 介	浜坂町企画総務課副課長
主幹兼計画係長	西 村 徹	浜坂町企画総務課課長補佐
調 整 係 長	太 田 洋 二	温泉町総務課係長
電 算 係 長	宮 脇 美 智 子	温泉町総務課情報処理係長
情報通信係長	仲 村 祐 子	浜坂町企画総務課行政体制整備係長
総 務 係 員	川 崎 晴 人	浜坂町企画総務課主事

を

職 区 分	氏 名	現 職
事 務 局 長	阪 本 晴 良	温泉町総務課参事
次長兼総務係長	西 村 大 介	浜坂町企画総務課副課長
主幹兼計画係長	西 村 徹	浜坂町企画総務課課長補佐
調 整 係 長	太 田 洋 二	温泉町総務課係長
電算・情報係長	宮 脇 美 智 子	温泉町総務課情報処理係長
総 務 係 員	川 崎 晴 人	浜坂町企画総務課主事

に変更する。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年7月1日

美方郡浜坂町浜坂2673番地の1
浜坂町長 中村政行

美方郡温泉町湯1604番地
温泉町長 馬場雅人

報告第 2 1 号

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について報告する。

平成 1 6 年 7 月 9 日報告

浜坂町・温泉町合併協議会
会 長 中 村 政 行

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部改正について

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程を別紙のとおり一部改正したので
報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

別表中

電 算 係	電算システム統合に関すること
情報通信係	地域情報化に関すること

を

電算・情報係	1 電算システム統合に関すること 2 地域情報化に関すること
--------	-----------------------------------

に改める。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

協議第11号(継続)

新町の名称について

新町の名称について、継続して協議する。

平成16年7月9日提出

浜坂町・温泉町合併協議会
会長 中村政行

協定項目	3	新町の名称について
新町の名称は、 _____ 町 (_____ ちょう) とする。		

平成 年 月 日確認・継続審議

新町の名称について

1. 新町名称候補（第一次選考において選定された名称）

（1）名称の表記及びふりがな

（選定順）

表 記	ふりがな	備 考
浜坂町	はまさかちょう	
温泉町	おんせんちょう	
おんせん町	おんせんちょう	
湯の浜町	ゆのはまちょう	
湯の里町	ゆのさとちょう	

（2）名称の意味又は理由

別紙資料1のとおり

2. 新町名称の選定

（1）第二次選考

上記候補の中から、各委員がそれぞれ1点を推薦し、集計結果を参考に協議により決定

推薦結果 浜坂町：10票
温泉町：10票

*新町の名称 =

表 記	
ふりがな	

新町名称候補の名称の意味又は理由について

表 記	ふりがな	名称の意味又は理由
浜坂町	はまさかちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統・歴史があり、今まで親しんだ名称である。 ・ 生まれ育ち、現在住んでいる町だから。 ・ 名称が美しい。 ・ JRの駅があり、県の庁舎がある。 ・ 愛着があり、誇りを持っているから残して欲しい。 ・ カニのまち浜坂の名前を存続していきたい。 ・ きれいな浜が4箇所あり印象的。 ・ 海が中心で、砂浜をイメージするから。 ・ 町名変更による経費を削減するため、一つの町名をそのまま残す。 ・ 海あり山ありの自然豊かな町だから。
温泉町	おんせんちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニークで個性があり、話題性、インパクトがある。 ・ 全国唯一の固有名称で意味があり、すぐにイメージができる。 ・ 住民にも地域特性として認知されており、外国からも認知されやすい。 ・ 2町ともに良質の天然温泉があり、全地域の名称としてふさわしい。 ・ 現在住んでいる町だから残したい。 ・ 日本人は温泉が大好きで、わかりやすく、親しみやすい。 ・ 洋名(Hot spring Town)をつけることで世界にイメージしてもらえる。これからは世界にアピールする必要がある。 ・ 温泉の持つあたたかいイメージは、温もりを感じさせ、人の心を癒す。 ・ 観光振興の為に最もPRしやすい名称。 ・ 昔からある資源を大事にして、未来に伝えていきたい。
おんせん町	おんせんちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ やさしさ、温もりのある中に夢と希望をふくらます。 ・ 2町に温泉があり、代表する名称にふさわしく、ひらがな表現で新しい町としたい。 ・ ひらがなの方が暖かみがある。 <p>注)その他、「温泉町」と同様の意味又は理由がありました。</p>
湯の浜町	ゆのはまちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉と海をシンプルに表現し、町のイメージとして分かりやすい。 ・ 両町の名前をとって、誰にも馴染みやすい。 ・ 響きがよく、名前を聞いてほのぼのとする。 ・ 湯村温泉の温もりと浜辺の涼でふるさとをイメージ。 ・ 日本海に面した温泉の湧き出る町。 ・ 湯にまつわる地域と日本海の浜のイメージを合体したもの。 ・ 湯村温泉、浜坂温泉、浜坂漁港、海岸のイメージ。 ・ 両町の名所を合わせた。 ・ 両町の暖かく、広いイメージを継承するため、「湯」と「浜」を使用。 ・ 湯村温泉は健康の里、浜坂温泉は海の資源を活用した町だから。
湯の里町	ゆのさとちょう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉を表す言葉が必要であり、まさに湯の里である。 ・ 両町に温泉が湧出し、町民の生活を潤し観光の目玉になっている。 ・ 両町ともに温泉の町で、すぐにイメージできる。 ・ 湯が湧き出ている暖かみのある町。 ・ 温泉とふるさとをイメージできる。 ・ やさしく、温もりのあるイメージを与えられる。 ・ 2町に共通する温泉(湯)を広くアピールでき、国民温泉保養地として確立できる。 ・ 山陰の暗いイメージを払拭できる。 ・ 町を紹介する場合、温泉をアピールできる。

* 名称の意味又は理由については、応募用紙等に記載された内容、趣旨等を要約して記載しています。

協議第43号

合併の期日の変更について

合併の期日の変更について提出する。

平成16年7月9日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	2	合併の期日について
<p>平成15年11月4日に開催した第1回合併協議会において確認された合併の期日について、下記のとおり改める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「平成17年3月31日までに合併する。平成17年3月1日を目標期日とする。」を「合併の期日は、平成17年4月1日とする。」に改める。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

合併の期日の変更について

1. 変更内容

「平成17年3月31日までに合併する。平成17年3月1日を目標期日とする。」を「合併期日は、平成17年4月1日とする。」に改める。

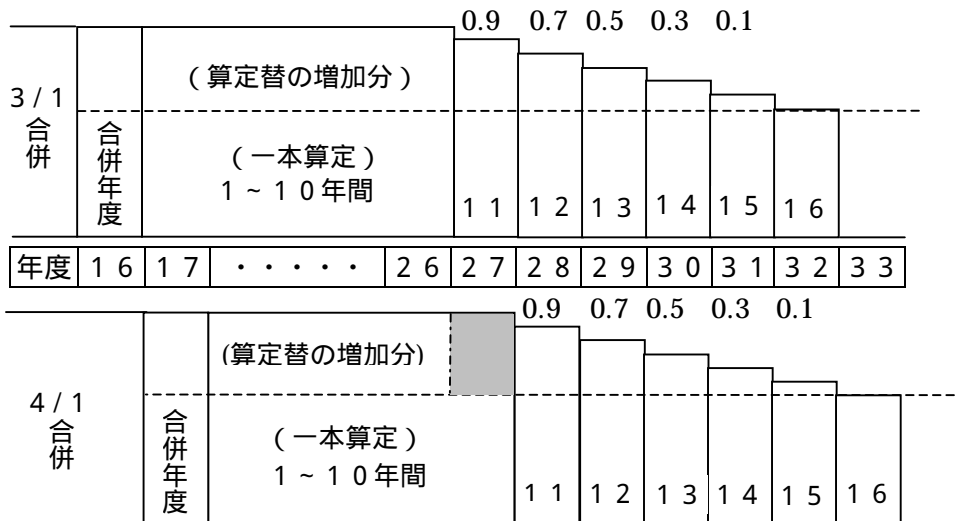
2. 変更理由

「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)の改正による。

従前の合併特例法では、平成17年3月31日までに合併が行われることを要件としていたため、本協議会も平成17年3月1日を目標期日としていましたが、今回の改正により平成17年3月31日までに市町村の議会の議決を経て県に合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行えば現行の合併特例法の規定を適用できることとなったため。

3. 変更による主なメリット

- 1) 平成17年3月の1ヵ月分の予算、決算、決算監査等の手間が省け、事務経費削減につながる。
- 2) 地方交付税の優遇措置が、実質1年間延長される。



【参考法令】

「市町村の合併の特例に関する法律」の改正(附則第2条第2項)

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請(以下「合併申請」という。)に係る市町村の合併については、この法律(第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規定を除く。)は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなるときは、同日後は、この限りでない。

協議第 4 4 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 7 月 9 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	2 2	消防団の取扱いについて
<p>< 組織 > 消防団は、合併時に統合し、旧町の区域を方面隊とする。</p> <p>< 助成 > 消防施設の建設、修繕、運営は、温泉町の例により統一する。 消防衣服等は、現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。 温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。 機械器具管理交付金は、温泉町の例を見直しの上、引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は廃止する。</p> <p>< 報酬等 > 報酬は、現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出動手当及び年末警戒手当は、浜坂町の例により統一し、機関出動手当は廃止する。</p> <p>< 行事 > 出初式、初出式は、統一し、毎年 4 月第 2 日曜日とする。 浜坂町の消防大会、防火広報パレード及び温泉町の夏期訓練、防火パレードは、それぞれ方面隊の事業として引き継ぐ。 年末特別警戒は、1 2 月 2 9 日、3 0 日の 2 日間に統一する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	22 消防団の取扱い	住民部会
協議細目	組織・助成・報酬・行事	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>< 組織 ></p> <p>市町村は、消防事務を処理するため消防団を設けなければなりません。（消防組織法第9条）</p> <p>消防団は、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するという目的に鑑み、又新町における一体性及び指揮命令系統の一元化を図るため、現組織を統合することが適当と思われま</p> <p>新町の組織編成については、初期消火、類焼防除及び人海戦術面から現地解決型が望ましく、現消防団を方面隊とすることが適当と思われま</p> <p>なお、組織が拡大するため、新町の消防団に分団長協議会を設置し、連絡調整を図ることが適当と思われま</p> <p>< 助成 ></p> <p>施設整備にかかる補助金については、温泉町は全て町が直接整備していますが、浜坂町は消防車庫のみ町が整備し、小型ポンプの格納庫については2分の1補助、その他については全額地区負担で整備しています。</p> <p>消防施設の性質上、又地区間の均衡を図るため、施設の建設、修繕、運営費については全て町が負担することが適当と思われま</p> <p>消防衣服等については、浜坂町の補助金は廃止し、現物支給とすることが適当と思われま</p> <p>機械器具管理交付金は、消防施設同様その性質上、町が管理するとの観点から、温泉町の例を基本に見直しを行い根拠を明確にした上で引き継ぐことが適当と思われま。ただし、浜坂町に分団自動車借上料については廃止することが適当と思われま</p> <p>< 報酬 ></p> <p>団員報酬の額は、団長から団員までの各階級において全て異なり、費用弁償の種類、単価も異なっています。</p> <p>消防団の統合に伴い組織、区域は拡大しますが、分団、団員数、階級はほぼ現行のまま引き継ぐため、報酬は、現行の支給総額を上回らない範囲で調整を行うことが適当と思われま</p> <p>出勤手当及び年末警戒手当については、浜坂町の例により統一することが望ましく、機関出勤手当については廃止することが適当と思われま</p> <p>< 行事 ></p> <p>浜坂町の出初式、温泉町の初出式は、開催時期は異なりますが、それぞれ伝統的な行事であり、又目的も同じため統一することが適当と思われま。開催時期は、毎年4月第2日曜日とすることが望ましいと思われま</p> <p>浜坂町の消防大会、防火広報パレード及び温泉町の夏期訓練、防火パレードは、それぞれ操法競技及び啓発広報活動を目的としているため継続することが望ましく、合併後は各方面隊の事業として実施することが適当と思われま</p> <p>なお、年末特別警戒については、12月29日、30日の2日間に統一することが適当と思われま</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	22 消防団の取扱い	住民部会
協議細目	組織・助成・報酬・行事	
<p>2. 調整方針</p> <p>< 組織 > 消防団は、合併時に統合し、旧町の区域を方面隊とする。</p> <p>< 助成 > 消防施設の建設、修繕、運営は、温泉町の例により統一する。 消防衣服等は、現物支給とし、浜坂町の補助金は廃止する。 温泉町の正副分団長協議会への交付金は廃止し、新町において新たに分団長協議会を設置する。 機械器具管理交付金は、温泉町の例を見直しの上、引き継ぐ。ただし、浜坂町の分団自動車借上料は廃止する。</p> <p>< 報酬 > 報酬は、現行の支給総額を上回らない範囲で調整する。出勤手当及び年末警戒手当は、浜坂町の例により統一し機関出勤手当は廃止する。</p> <p>< 行事 > 出初式、初出式は、統一し、毎年4月第2日曜日とする。 浜坂町の消防大会、防火広報パレード及び温泉町の夏期訓練、防火パレードは、それぞれ方面隊の事業として引き継ぐ。 年末特別警戒は、12月29日、30日の2日間に統一する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	22 消防団の取扱い	住民部会
協議細目	組織・助成・報酬・行事	

3 - 1 . 事務事業現況比較表(組織)

(1)編成

区 分	浜坂町	温泉町
本 部		
第1分団	浜坂1部	春來班・歌長班・湯村班
第2分団	浜坂2部	竹田班・井土班
第3分団	浜坂3部・芦屋部	熊谷班・伊角班
第4分団	清富部・指杭部・田井部	切畑班・多子班・桐岡班・丹土班・中辻班
第5分団	赤崎部・和田部	塩山班・飯野班
第6分団	三尾部	千原班・鐘尾班・千谷班・宮脇班・内山班
第7分団	大庭部・戸田部・三谷部	海上班・前班・石橋班・田中班・岸田班・青下班
第8分団	栃谷部・田君部・古市部	
第9分団	七釜部・新市部・用土部	
第10分団	対田部・久谷部	
第11分団	高末部・正法庵部・辺地部・藤尾部	
第12分団	境部・久斗山部	
第13分団	諸寄部・奥町部・釜屋部	
第14分団	居組部	

(2)団員

(単位：人)

区 分	浜坂町								温泉町							
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計
本 部	1	3	4	2				10	1	3	1	1	1		2	9
第1分団			1	1	1	2	11	16			1	3	2	4	50	60
第2分団			1	1	1	2	11	16			1	2	1	2	24	30
第3分団			1	2	2	4	21	30			1	2	1	2	19	25
第4分団			1	2	3	6	23	35			1	3	2	5	39	50
第5分団			1	1	2	4	15	23			1	2	1	2	19	25
第6分団			1	1	2	4	15	23			1	2	2	5	40	50
第7分団			1	2	4	7	33	47			1	3	2	6	43	55
第8分団			1	2	3	6	25	37								
第9分団			1	2	3	6	29	41								
第10分団			1	1	2	4	21	29								
第11分団			1	3	4	8	36	52								
第12分団			1	1	3	6	23	34								
第13分団			1	2	5	9	35	52								
第14分団			1	1	2	3	20	27								
計	1	3	18	24	37	71	318	472	1	3	8	18	12	26	236	304

事務事業調整報告書

協議項目	22 消防団の取扱い	住民部会
協議細目	組織・助成・報酬・行事	

(3)設備 (単位：台・基)

区 分		浜坂町				温泉町			
種別	指令車等	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	指令車等	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	
消防車両	本 部	1				1			
	第1分団		1				2	2	1
	第2分団		1					2	
	第3分団		1	1	1			2	
	第4分団			1	3		1	2	3
	第5分団			1	2			2	1
	第6分団			1	1		1	1	4
	第7分団		1		3			3	2
	第8分団			1	3				
	第9分団			1	3				
	第10分団			1	2				
	第11分団			1	4				
	第12分団			1	2				
	第13分団		1	1	3				
	第14分団			1	1				
計	1	5	11	28	1	4	14	11	
消防水利	種別	消火栓	防火水槽	防火井戸	プール等	消火栓	防火水槽	防火井戸	プール等
	箇所数	440	65	(64)	4	402	64		7
注)浜坂町の防火井戸は、消防法適用外の町独自の井戸式消火栓									
消防施設	種別	消防車庫		格納庫(小型ポンプ)		消防車庫		格納庫(小型ポンプ)	
	箇所数	14		15		17		15	

3 - 2 . 事務事業現況比較表(助成)

区 分		浜坂町		温泉町	
補助金	施設整備	消火栓格納庫	全額地区負担	消火栓格納庫	全額町負担
		消火栓ホース等	全額地区負担	消火栓ホース等	全額町負担
		小型ポンプ格納庫	町1/2補助	格納庫建設	全額町負担
		消防車庫	全額町負担	消防車庫	全額町負担
	消防衣服等	全額補助(更新の場合は1/2補助)		現物支給(長靴は分団支給)	
交付金	組織運営			正副分団長協議会	180千円
	機械器具管理			ポンプ自動車	50千円/年
				ポンプ付積載車	20千円/年
				小型動力ポンプ	10千円/年
分団自動車借上料		69,750円/年(3回分)			

事務事業調整報告書

協議項目	22 消防団の取扱い	住民部会
協議細目	組織・助成・報酬・行事	

3 - 3 . 事務事業現況比較表(報酬) (単位：円)

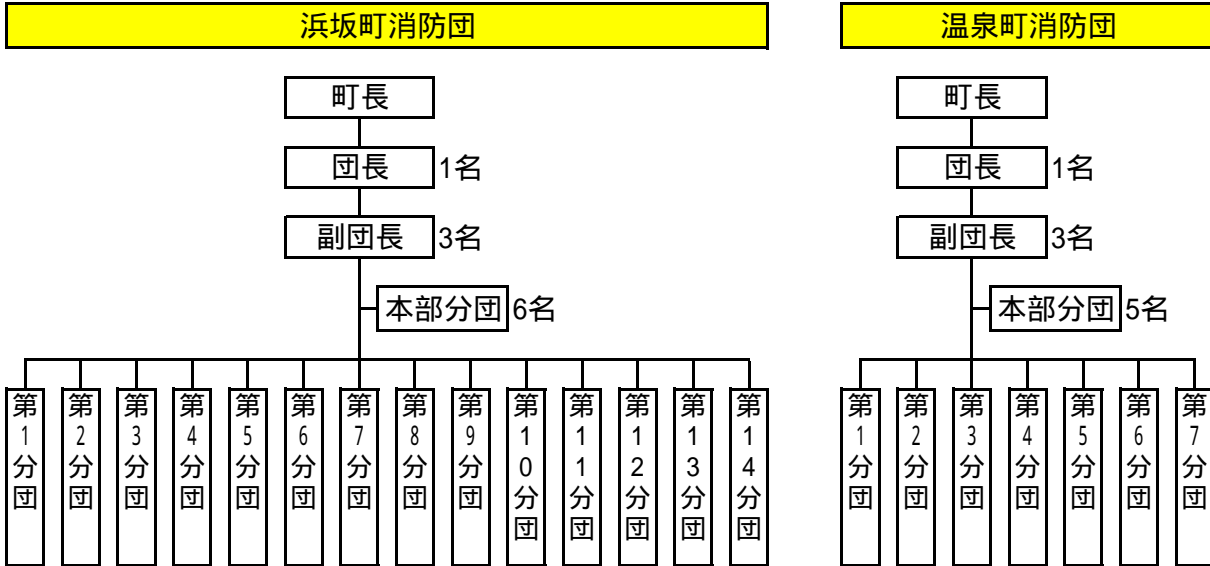
区 分	浜坂町	温泉町	
団員報酬	団長	116,800	92,000
	副団長	62,200	52,000
	分団長	35,700	34,000
	副分団長	21,700	24,000
	部長	16,500	21,000
	班長	14,600	20,000
	団員	14,600	18,000
費用弁償	出動手当	2,000	3,000
	機関出動手当	2,000	-
	年末警戒	2,000	(交付金)500

3 - 4 . 事務事業現況比較表(行事)

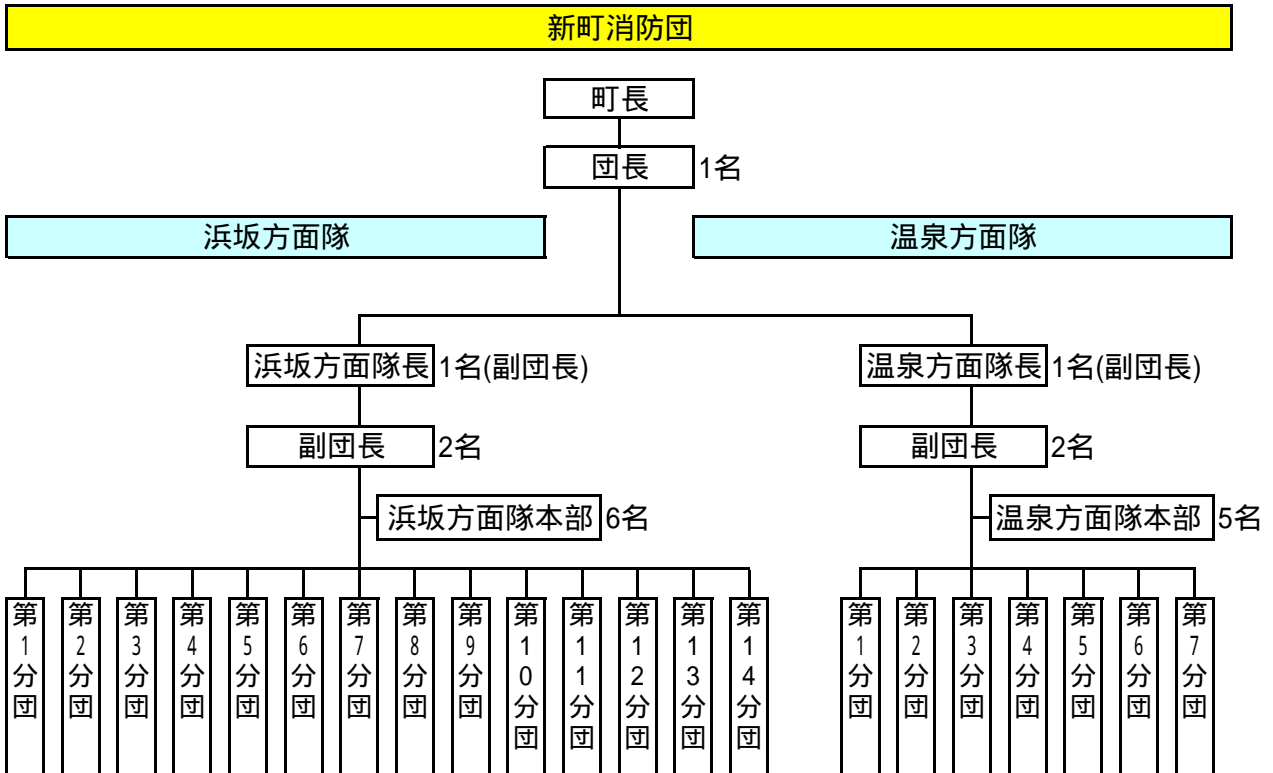
区 分	浜坂町	温泉町
出初式	出初式(1月6日) 式典、一斉放水	初出式(4月第2日曜日) 式典、一斉放水
操法大会	消防大会(9月1日) ポンプ操法、競技	夏期訓練(8月第1日曜日) 隔年でポンプ操法と的当競技
防火パレード	防火パレード(11月9日)	防火パレード(11月第2日曜)
年末特別警戒	12月28日.29日.30日	12月29日.30日

消防団組織の編成について

1. 現状



2. 新町(案)



消防団の取扱いに関する法令

【消防組織法（抜粋）】

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

第 7 条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第 9 条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

(1) 消防本部

(2) 消防署

(3) 消防団

第 1 5 条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第 1 5 条 2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第 1 5 条 3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第 1 5 条 4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第 1 5 条 5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第 1 5 条 6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

消防団の取扱いにかかる先進事例

新市町名	調 整 方 針
朝来市	<ol style="list-style-type: none"> 1．消防団は、合併時に統合し新市に引き継ぐ。出動指令体制は、合併時に統合する。 2．組織及び定数は、当面現行のとおりとし、新市において組織検討委員会を設置し、適正な組織体制に再編する。 3．任用は、合併時に生野町、山東町の制度に統合する。役員の任期は、組織機構の再編にあわせて再編する。 4．報酬及び手当は、現行支給額をもとに類似団体の状況を参考に合併時に再編する。 5．消防機庫及び車両は、組織機構の再編にあわせて再編する。なお、消防サイレンは新市に引継ぎ、新市において緊急体制が確立されるまで存続させ、存廃について検討する。 6．被服等は、新市においてすみやかに新基準服を導入する。
養父市	新市消防団として、組織・報酬等統一の方向で合併時まで調整する。
丹波市	消防団は、合併時に統合する。
豊岡市	<ol style="list-style-type: none"> 1．消防団の機構及び定数の取扱い 新市においては一団制を目指すものとするが、合併時には消防団の活動をスムーズに行うため多団制を採用し、組織、機構及び定数については現行のとおり引き継ぎ、調整機関を設ける。 2．団員報酬の取扱い 合併議決の後、合併の日までに第三者機関を設け、この答申を受けて決定する。 新市においては日高町及び出石町の特別分団に係る単価は設けないものとする。
美方町・村岡町・香住町合併協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1．消防団は、合併時に1消防団に再編する。 2．団員はそのまま新町へ引き継ぎ、現員数を基本として定数を定める。 3．報酬及び出動手当等は、現行における3町の支給総額を上回らない範囲内において調整する。
篠山市	消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

協議第 4 5 号

社会教育関係事務事業の取扱い（その 1）について

社会教育関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 1 6 年 7 月 9 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	2 3 - 1 4	各種事務事業の取扱い 社会教育関係事務事業の取扱い（その 1）について
<p><生涯学習> 成人学級は、現行のまま引き継ぐ。ただし、合併後 3 年を目途に調整する。 高齢者学級、障害者学級は、統合する。ただし、高齢者学級の会場は 2 会場とする。 公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。 生涯学習広報誌は、平成 1 8 年度に統一する。</p> <p><人権啓発・人権教育推進事業> 人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。「人権を考えるフェスティバル」「人権講演会」及び広報誌は、統一する。 同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、統合する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。 地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。 文化会館活動、「ささゆり学級」「ひまわり学級」は、現行のまま引き継ぐ。 奨学奨励金は、廃止の方向で調整する。</p> <p><国際交流> ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。 交流事業は、合併後 3 年を目途に調整する。 国際交流協会、国際交流実行委員会は、統合する。</p> <p><文化> 文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。 文化祭は、統合する。ただし、会場は 2 会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。 文化財は、現行のまま引き継ぐ。文化財審議委員会は、統合する。</p> <p><成人式> 成人式は、統一する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議

事務事業調整報告書

協議項目	23-14 社会教育関係事務事業の取扱い(その1)	教育部会
協議細目	生涯学習、人権・同和、国際交流、文化、成人式	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p><生涯学習></p> <p>(1)成人学級 温泉町が実施している成人学級は、各地区の生涯学習推進員に事業委託していますが、浜坂町では同様の事業を地区公民館活動として取り組んでいるものもあります。 人づくり、地域づくりのため必要な事業であるため、引き継ぐことが適当と思われます。 ただし、地区公民館組織、生涯学習推進員の設置など推進体制を総合的に勘案し、合併後3年を目途に調整することが適当と思われます。</p> <p>(2)高齢者学級 活動内容が若干異なりますが、「高齢者が生きがいをもって充実した生活を営む」という目的が同じであるため、統合することが望ましいと思われます。 ただし、参加者が高齢であることを考慮し、合同開催が可能な活動以外は、合併後も現行の2会場(2学園)でそれぞれ実施することが適当と思われます。</p> <p>(3)障害者学級 障害を持つ人が社会参加等により生きがいをもって生活ができることを目的としています。 毎年2町による交流事業も実施しており活動内容も同様であるため統合することが適当と思われます。</p> <p>(4)公民館活動 活動内容、推進体制に差異がありますが、住民の生涯学習の推進に必要な事業であり、又各種事業、行事等は既に定着しているため、現行を基本に引き継ぐことが適当と思われます。ただし、新町の生涯学習体系、公民館活動を総合的に勘案し、統一できる事業は随時調整を行うことが望ましいと思われます。</p> <p>(5)生涯学習広報誌 生涯学習行事の周知、啓発のため広報誌は必要であり、新町において生涯学習体系、公民館活動を総合的に検討する中、平成18年度に統一し、全戸配布することが適当と思われます。</p> <p><人権啓発・人権教育推進事業> 人権啓発は、取組み内容に差異がありますが、全ての住民が安心して暮らせる町づくりの基盤をつくる「人づくり」の根幹にかかるとあるため引き継ぐことが適当と思われます。 8月の「人権を考えるフェスティバル」、12月の「人権講演会」及び広報紙等は同一の内容のため統一することが適当と思われます。 同和教育協議会(浜坂町)、人権・同和教育協議会(温泉町)は、その目的が同じであるため統合することとしますが、事業内容に差異があり、当分の間、浜坂・温泉地区に支部を設置し、従来の取組み方法を尊重しながら適宜統一を図っていくことが適当と思われます。 浜坂町の地域改善対策推進協議会は、地域住民の自立向上のため、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。 浜坂町の人権啓発・人権教育推進活動は、文化会館を拠点として取り組んでおり、その役割でもある人権啓発、生涯学習、地域のコミュニティーづくりのため、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。 なお、人権教育事業である「ささゆり学級」「ひまわり学級」についても、人権が大切にされる社会の実現に向けて、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。 奨学奨励金については、廃止の方向で調整することが適当と思われます。</p> <p><国際交流> 国際交流におけるホームステイ事業は、2町とも中学生を中心に相互交流が実施されています。 将来の町づくりを担う青少年が、お互いの国の文化・習慣・考え方等の違いを実際に体験し、相互理解を深めるとともに、国際感覚・理解の基礎を培うためにも継続することが望ましいと思われます。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-14 社会教育関係事務事業の取扱い(その1)	教育部会
協議細目	生涯学習、人権・同和、国際交流、文化、成人式	
<p>当事業は、浜坂町では英語指導助手の招聘や姉妹校提携、温泉町では町民海外研修等とかがわかりが深く、又双方の学校・生徒及び地域にも定着しているため、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>交流事業については、浜坂町では中国宜興市丁蜀鎮、フィジー・南太平洋大学と交流先が固定していますが、温泉町では町民海外研修の交流先を5年スパンで検討しているため、他の国際交流事業を含め総合的に検討を行い、合併後3年を目途に調整することが適当と思われます。</p> <p>国際交流協会、国際交流実行委員会は、交流先、事業・活動内容に差異がありますが、目的が同じであるため統合することが適当と思われます。</p> <p><文化></p> <p>文化芸術活動は、先人記念館や公民館を中心に取り組んでいますが、事業内容に差異があり、又定着・定例化している事業が多いため、基本的には現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>文化祭については、実行委員会も含め統合することが適当と思われますが、会場については利便性を考慮し現行の2会場とすることが望ましいと思われます。なお、浜坂町の地区公民館で実施している地区文化祭は、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>文化財については、歴史、文化の継承のため、現行のまま引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>文化財審議委員会は、学識経験又は専門的知識が必要とされるため、現行の委員を基本に統合することが適当と思われます。</p> <p>なお、定数については、10名以内とすることが適当と思われます。</p> <p><成人式></p> <p>成人式は、今年度から同日(1月第2日曜日=成人の日の前日)の開催となっており、統一することが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p><生涯学習></p> <p>成人学級は、現行のまま引き継ぐ。ただし、合併後3年を目途に調整する。</p> <p>高齢者学級、障害者学級は、統合する。ただし、高齢者学級の会場は2会場とする。</p> <p>公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。</p> <p>生涯学習広報誌は、平成18年度に統一する。</p> <p><人権啓発・人権教育推進事業></p> <p>人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。「人権を考えるフェスティバル」「人権講演会」及び広報誌は、統一する。</p> <p>同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、統合する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。</p> <p>地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>文化会館活動、「ささゆり学級」「ひまわり学級」は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>奨学奨励金は、廃止の方向で調整する。</p> <p><国際交流></p> <p>ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>交流事業は、合併後3年を目途に調整する。</p> <p>国際交流協会、国際交流実行委員会は、統合する。</p> <p><文化></p> <p>文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。</p> <p>文化祭は、統合する。ただし、会場は2会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>文化財は、現行のまま引き継ぐ。文化財審議委員会は、統合する。</p> <p><成人式></p> <p>成人式は、統一する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-14 社会教育関係事務事業の取扱い(その1)	教育部会	
協議細目	生涯学習、人権・同和、国際交流、文化、成人式		
3-1. 事務事業現況比較表(生涯学習) (H15実績)			
区分	浜坂町	温泉町	
成人学級		「ふれあい学級」13地区、「子育て学級」2地区 委託：50千円/地区	
高齢者学級	「宇都野学園」 構成：生徒数213人 活動：各種講座、クラブ活動等	「とちのみ大学」 構成：生徒数295人 活動：各種講座、クラブ活動等	
障害者学級	「青い鳥学級」 構成：学級生6人 ボランティア7人 活動：健康教室、体験教室等	「青い鳥学級」 構成：学級生6人 ボランティア15人 活動：健康教室、創作活動等	
公民館活動	[中央公民館] パソコン教室、女性教養講座、男子料理教室、ペインティングクラフト教室 [地区公民館] パソコン教室、卓球教室・大会、ふれあい活動、ソフトボール・バレーボール教室、ふるさと探訪、健康講座、中高生ボランティア体験、フラワーアレンジメント、地区文化祭、地域探訪、わんぱく教室、書道教室、料理教室、生花教室、囲碁将棋大会、銭太鼓教室、グランドゴルフ、大正琴教室、絵画教室、歌謡教室、園芸教室、陶芸教室、茶道教室、盆栽講習会、傘踊り教室、書初め会、しめ縄作り教室 など	子ども音楽教室(毎月第1.3土) 吹奏楽教室(") 巡回親子映画会(夏休み) 手作り工夫作品展(小、中学生) 新春かるた会(1月. ") 女性リーダー研修、いきいき講座 ガーデニング教室、お正月料理教室 パソコン教室、地域高齢者出前講座、500オソフットボール親善大会、もみじコンサート等、図書活動の推進、インターネット技能講習会、陶芸展、県民芸術劇場、映画鑑賞会、夢ホール歌声広場、ステージオペレータ、アナウンサー養成講座 など	
生涯学習広報誌	「地区公民館だより」 主体：各地区公民館(7地区) 内容：各校区公民館行事の案内と結果報告 各地区の出来事や紹介、その他 発行：月1回 「スポーツカレンダー」 主体：浜坂町体育協会 内容：各スポーツ行事日程 発行：年1回(3月下旬)	「生涯学習カレンダー」 主体：町 内容：人権ポスター、生涯学習、社会体育事業・行事 発行：年1回	
3-2. 事務事業現況比較表(人権啓発・人権教育推進事業) (H15実績)			
区分	浜坂町	温泉町	
人権啓発	委員会	「人権啓発推進委員会」 構成：委員17人	
	活動	差別をなくそう町民運動 人権バレード(8月) 人権学習会・人権講演会・ふれあいフェスティバル(12月)	差別をなくそう町民運動 人権講演会(8/10) 人権講座の開設(6回)
	広報誌	広報紙人権シリーズ(毎月) 人権啓発パンフレット 応募作品集「わたしとあなたのねがい」 町同教機関紙「にんげんの町」年6回 実践記録集	人権作文集「きずな」 実践記録集
人権教育推進事業	協議会	「同和教育協議会」 構成：27団体(学校・自治会・PTA他) 「地域改善対策推進協議会」 構成：15人	「人権・同和教育協議会」 構成：31団体(学校・区長協議会・PTA他)
	文化会館活動	スポーツ大会、人権学習、高齢者交流会、各種教室、近隣文化祭、地域女性人権学習会、生活相談実施、会館だより、貸館 など	
	人権学級	「ささゆり学級」「ひまわり学級」	
	奨励金	奨学奨励金(進学) 大学・短期大学・専門学校 50千円 高等学校 30千円	

事務事業調整報告書

協議項目	23-14 社会教育関係事務事業の取扱い(その1)	教育部会
協議細目	生涯学習、人権・同和、国際交流、文化、成人式	

3 - 3 . 事務事業現況比較表 (国際交流) (H15実績)

区分	浜坂町	温泉町
ホームステイ事業	<p>「交換留学」 交流都市：ニュージーランド・オックスフォード・エリア・スクール 対象：中学生 内容：ホームステイ 実績：受11人 出13人 主体：町</p> <p>「雪国ホームステイ」 交流都市：フィジーなど 対象：学生等 内容：年未年始のホームステイによる日本文化の習得 実績：3人 主体：浜坂町国際交流協会</p>	<p>「ホームステイ」 交流都市：カナダ「ラディウムホットスプリングス」他 対象：中学生(温泉町は2～3年)、高校生 内容：ホームステイ(7泊程度) 実績：受10人 出12人(隔年) 主体：国際交流実行委員会(町委託)</p>
交流事業	<p>「町民海外研修」 交流都市：中国宜興市丁蜀鎮 対象：行政職員・各種団体職員等 内容：文化交流(将来的には経済交流) 実績：なし 主体：町</p>	<p>「町民海外研修」 交流都市：カナダ5年、中国5年、韓国2年終了(5年スパン) 対象：満60歳未満の町民(定員13名、随員2名(町職員)) 内容：3泊4日研修 実績：なし 主体：町</p>
交流協会等	<p>「国際交流協会」 構成：54人 活動：ホームステイ</p>	<p>「国際交流実行委員会」 構成：80人 活動：ホームステイ</p>

3 - 4 . 事務事業現況比較表 (文化) (H15実績)

区分	浜坂町	温泉町
文化芸術活動	<p>文化祭(11月) 少年少女音楽隊育成事業(週2回練習：各種イベント参加) ペインティングクラフト教室(月1回) 町民書道作品展事業(1月)</p>	<p>文化祭(11月) 手作り工夫作品展(小、中、高学生夏休み作品) 夢ホールイベント鑑賞 TAJIMAクラシックパークコンサート 県民芸術劇場ミュージカル 映画 もみじコンサート</p>
文化財	<p>国指定3件 県指定22件 町指定48件 計73件 (指定候補10件)</p>	<p>県指定7件 町指定24件 計31件</p>
文化財審議委員会	<p>構成：学識経験者・見識者5名 任期：2年 委員会：年3回</p>	<p>構成：学識経験者・見識者10名 任期：2年 委員会：年3回</p>

3 - 5 . 事務事業現況比較表 (成人式) (H15実績)

区分	浜坂町	温泉町
開催日	3月20日或いは21日(春分の日) H16年度は、成人の日の前日(日曜日)	成人の日の前日(日曜日)
記念品	1900円前後の記念品と記念写真を贈呈	温湿度計付時計、記念写真